農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の確認に関する事務取扱要領

第１　目的

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第４６号、以下「余暇法」という。）第２条第５項に定める農林漁業体験民宿業を営もうとする者が提供しようとする役務が、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備に関する法律施行規則（平成７年農林水産省令第２３号、以下「余暇法施行規則」という。）第２条に定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務に該当することを府が確認するにあたり必要な事項を定める。

第２　確認手続き

１　農林漁業体験民宿業を営もうとする者であって、当該営業において提供しようとする役務が余暇法施行規則第２条に定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務に該当することについて知事の確認を受けようとする者は、当該営業にあたり人を宿泊させようとする施設（以下、「宿泊施設」という。）が所在する市町村長及び農と緑の総合事務所長を通じて様式第１号により知事に申請しなければならない。

２　知事は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、農と緑の総合事務所長及び市町村長を通じて様式第２号により申請者に確認結果を通知するものとする。

３　前項の確認を受けた者のうち、申請内容を変更しようとする者は、速やかに様式第３号により知事に届け出なければならない。

　　ただし、宿泊施設の所在地又は提供する役務の内容を変更する場合は、前段の規定にかかわらず、第１項の確認を受けなければならない。

４　前項及び前々項により確認を受けた者のうち、農林漁業体験民宿業を廃業しようとする者は、速やかに様式第４号により知事に届け出なければならない。

第３　関係機関への通知

余暇法所管課は、以下の場合は関係法令所管課等に通知するものとする。

(1) 第２の１の確認を受けた者が当該役務を提供していないと認められるとき。

(2) 第２の３又は４の届出を受けたとき。

附　則

この要領は、平成３０年８月２３日から適用する。

附　則

この要領は、令和２年１２月１５日から適用する。

附　則

この要領は、令和３年３月２５日から適用する。